

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月14日（金）午後6時00分から午後7時10分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について（保留案件の継続審議）

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和6年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番平野俊一委員、1番岡村咲津紀委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案は、前回の保留案件です。議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する許可の承認について、前回説明があった議案の説明、現地調査の結果、農地法に基づく農地転用許可の検討事項については省略し、保留となっていた調査事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、9から12でございます。

前回説明させていただいている事項は省略し、調査事項となっていた内容についてご報告いたします。

●番委員からのご意見は、他の地区で以前取得した農地について耕作しているか確認してほしいということでしたが、3条申請ではなく、利用権設定であり、現時点では利用権設定の期間が満了しておりますが、農地の管理はされています。また、今回の5条申請の農地については、過去に3条申請があり、当時も耕作について議論になったようで、数年は耕作されており、その後についても管理がなされていきました。

●番委員からのご質問は、今回の5条申請の農地を何年前に購入しているかということでしたが、5年以上前になります。

●番委員からのご意見は、先の●番委員の意見にあった、他の地区で以前取得した農地について耕作状況を事務局が確認するということがあったが、報告がないということと、将来的に転用する計画があるのであれば、5条申請をするべきということでしたが、本町農業委員会では3条申請時に1年間の耕作を誓約していただいています。ただし、この1年間の耕作には法的根拠がないため拘束力はなく、国の通知にもありましたが、3条申請後の年数を根拠に転用を認めないことは適正ではありません。3条申請で取得した農地は農地法第2条の2の規定どおり、適正かつ効率的に耕作されることが求められ、違反している場合は3条としての処分を検討す

ることになります。3条申請と5条申請は切り分けて考える必要があります。また、事務局の確認結果の報告については、漏れのないように報告するように努めてまいります。

●番委員からのご意見は、今回の農地は低く、水に浸かりやすいため、排水計画や地上げ等の対策が十分でないと、転用目的が住宅の場合は許可が難しいということでしたが、開発担当に確認したところ、今回の申請地は他法令で規制のかかる浸水想定区域内などの災害リスクの高いハザード区域には該当しないとのことでした。また、譲受人に確認したところ、浸水しやすいことは承知しており、それを踏まえて宅盤の高さを設計しているとのことでした。

以上です。

議 長

ただ今の保留原因となっていた調査事項についての事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号9から12は許可と決定します。以上をもちまして、令和6年第7回総会を閉会いたします。